

「接続政策委員会（第77回）」事業者ヒアリング資料

音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討

フリービット株式会社

2026年1月21日（水）

0. フリービット株式会社 概要紹介 (1)

■会社概要

商号	フリービット株式会社 (Freebit Co.,Ltd.)
設立年月日	2000年 (平成12年) 5月1日 (4月決算)
本社所在地	〒150-0044 東京都渋谷区円山町3番6号 E・スペースタワー
資本金	45億1,400万円 (2025年4月30日現在)
上場市場	東証プライム市場【3843】
スタッフ数	単体：255名／連結：873名 (2025年4月30日現在)
代表	代表取締役CEO兼CTO 石田 宏樹
事業者区分	届出電気通信事業者 (2000年6月30日届出)
電気通信番号等	特定IP電話番号・事業者設備識別番号について指定を受けております
事業内容	インターネット接続事業者へのインフラ等提供事業 MVNE事業、MVNO事業及びクラウド事業 インターネットビジネスに関するコンサルティング事業
企業理念	Being The NET Frontier! ～Internetをひろげ、社会に貢献する～
URL	https://freebit.com/

B2B2X及びB2Bのビジネス向けの電気通信事業を中心に展開している事業者です。
MVNE事業・クラウド事業・ISP事業を中心に事業展開を行い、子会社ではTONEモバイル事業 (株式会社ドリーム・トレイン・インターネット) ・マンションインターネット事業 (株式会社ギガプライズ) ・広告事業 (株式会社フルスピード) 、等を展開しております。また、近年はweb3事業についても力を入れております。

2025年にIP相互接続を行い、MNO4社 (090/080/070) 、NTT東西 (0ABJ) 、他、との相互接続を行いました。なお、当社は特定IP電話番号及び事業者設備識別番号の指定を受けております

0. フリービット株式会社 概要紹介 (2) ～連結子会社・業績紹介～

■連結子会社

株式会社フルスピード、株式会社ギガプライズ、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、株式会社フォービット、フリービットインベストメント株式会社、株式会社ベッコアメ・インターネット、フリービットスマートワークス株式会社、株式会社クライド、株式会社ファンサイド、株式会社ソフト・ボランチ、株式会社ギガテック、株式会社LinkAd、Rita株式会社



■業績等

赤枠内構成員限り

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
連結売上	520億900万円	430億7,500万円	467億7,100万円	530億3,700万円	550億7,300万円



1. ビル&キープ方式についての当社の意見

**「固定」「モバイル」の両方について、
ビル&キープ方式を「同時期」に「例外なく」導入を進めるべきと考えます**

現在は政策の改革があり、ビル&キープ方式を選択可能となっておりますが、実際はほとんど採用されていません。もう一段進んだ改革を実施し、ビル&キープ方式（本方式）を時差なく一斉に全事業者対象に導入（原則化）を進めるべきであり、片務的な呼種についても対象に含めるべきであると考えます。以下の通り、当社の意見を記載させていただきます。

1. 本ページ

2. ビル&キープ方式を原則化する理由

- (1) 参入障壁を下げて競争環境をつくる
- (2) 自社で通話料金をコントロールできる
- (3) トラヒック・ポンピングの根絶に有効である

3. ビル&キープ方式の原則化の方法

- (1) 本方式を導入するには原則化以外の方法はない
- (2) 片務的な呼種について

別紙 ヒアリング項目

2. ビル&キープ方式を原則化する理由 (1)

(1) 参入障壁を下げて競争環境をつくる

毎年度、接続料の算定（妥当性の検証）や各社との交渉が必要というのは、新規参入事業者にとって人材確保の視点から大きな参入障壁となります

新規参入者が出てきた場合、既存事業者にとって何もメリットがなく、手間だけが増えることになるため、スムーズな参入の障壁となる可能性があります

人材の問題

新規参入にあたり、相互接続の間合せ窓口に加え、精算を行う人材の確保が必要

既存事業者の風当たり問題

既存事業者にも何もメリットはなく、精算の手間が増えることに対する心理的な抵抗感

同時期に例外なくビル&キープ方式の導入

参入障壁を下げ、外部からの参入を容易にし、競争環境を作り出すことが出来る

2. ビル&キープ方式を原則化する理由 (2)

(2) 自社で通話料金をコントロールできる

自社の設備費用の管理と創意工夫で、エンドユーザへ新規性のあるプランや料金をつくるのが可能になると考えます

大規模事業者が決めた接続料について、その妥当性を検証することは難しいと考えております。固定網については「NTT東西と同等」というパターンを事業者より提示されることが多いですが、それも当該会社の接続料として適切であるのか検証が出来ません。

その状態では、設備の効率化インセンティブやイノベーションに期待することは難しく、減価償却の終わった古い設備をいつまでも使い続けるということも起こり得ます。

同時期に例外なくビル&キープ方式の導入

設備のコストコントロールが自社で出来ることは勿論のこと、設備の効率化やイノベーションのベネフィットを自社で全て享受出来ることになるため、自社の計画や創意工夫に基づいた純粋なビジネス環境になると考えます。

**各事業者の事情やマーケットの状況に応じた、
利用者にフォーカスしたサービスや料金プランが提供可能に**

2. ビル&キープ方式を原則化する理由 (3)

(3) トラヒック・ポンピングの根絶に有効である

いたちごっこではなく、トラヒック・ポンピングへの根本的な対応が可能

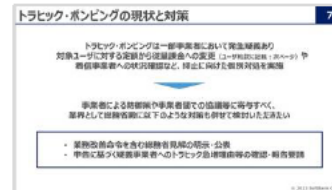
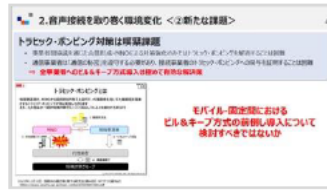
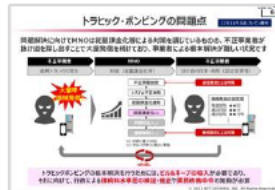
2024年9月のトラヒック・ポンピングに係るガイドラインの策定後は、大掛かりな事案は減っていると考えておりますが、目立たない形、小規模な事案が起きているのではないかと推測しております。

docomo

KDDI

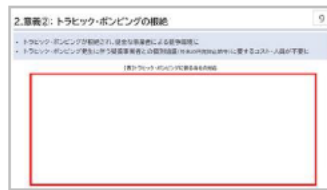
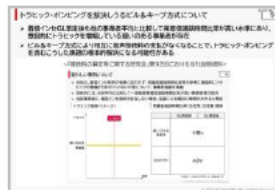
SoftBank

2023年1月24日 (第67回)
接続料の算定等に関する研究会



MNO3社とも温度差はあれ、トラヒック・ポンピングの問題に何かしらの対応は必要と考えており、2023年に引き続き、直近の委員会での更なる言及があることを鑑みても、根本的な対応が必要であると考えていると思料します。

2025年11月13日 (第75回)
2025年12月24日 (第76回)
接続政策委員会



更に踏み込んで申しますと、トラヒック・ポンピングにはグラデーションがあり、現制度で正当な収入である(着信)接続料から地続きの問題であると言わざるを得ないと考えております。

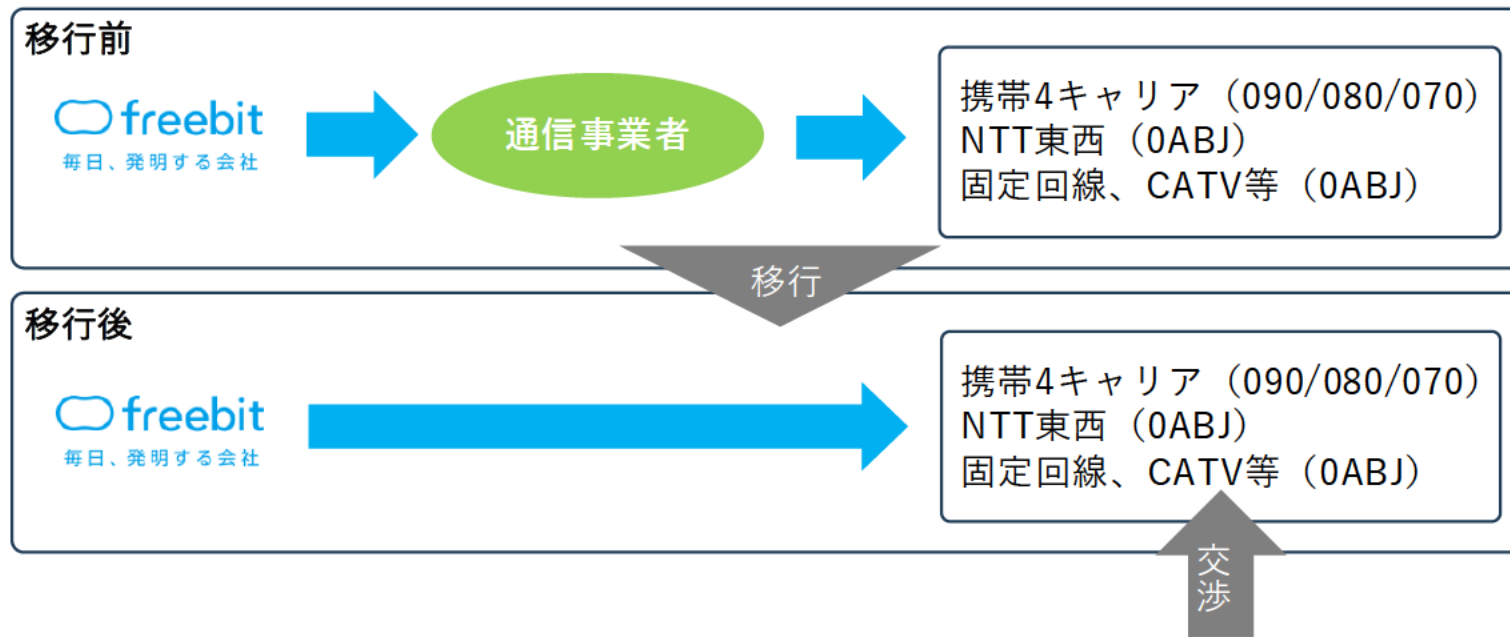
同時期に例外なくビル&キープ方式の導入

トラヒック・ポンピングの根絶が可能に

3. ビル&キープ方式の原則化の方法 (1)

(1) 本方式を導入するには原則化以外の方法はない

先述の通り、今般当社はIP相互接続を行いました。



赤枠内構成員限り

理由

□社にビル&キープ方式でのアクセスチャージを打診しましたが、受諾いただき協定締結に至ったのは□社のみとなります

各事業者と話したところ、
「一般論としてビル&キープ方式の趣旨には賛同しますが、」
・他社もやっていないのに自社だけやるのは損
・自動で入ってくる収入が減るので経営陣からNGが出る
との話が直接、間接的に出てくる状況でした

結論

一律、公平に導入する以外にビル&キープ方式を導入する方法はないと考えます

3. ビル&キープ方式の原則化の方法 (2)

(2) 片務的な呼種について

全ての呼種についてビル&キープ方式の対象にすべきであると考えます

一部でも例外があると、結局、精算の手間が残るため全呼種を対象とすべきであると考えます。PSTNからIP化された現在において、ビル&キープ方式にする大きなポイントは「呼量による精算をしない」というところにあると考えます。

赤枠内構成員限り

全ての呼種を対象にする

経過措置

片務的な呼種を使ったサービスを行っている既存事業者への措置

簡便な方法での精算を一定期間の経過措置として実施

- 【例】
- ・呼量の一定の割合
 - ・定額

必要に応じて実施

ビル&キープ方式が原則化された後、片務的な呼種の事業を無効化するような新たなサービス等が出る可能性などもあると考えます。代替可能なサービスが出た場合は経過措置は終了するのが妥当であると考えます。

別紙

ヒアリング項目

ヒアリング項目：論点1

ビル&キープ方式の選択可能とする制度整備以後の音声サービスの現状

ヒアリング事項	当社意見
IP網への移行後の音声サービスに係る契約数及び音声トラヒックの状況。	参入直後であり回答出来るデータを持ち合わせておりません。
接続料の算定等に関する研究会第七次報告書を踏まえて、ビル&キープ方式の選択可能とする制度整備が実施されたが、その後のビル&キープ方式に関する検討状況。ビル&キープ方式を適用していない場合、その理由。	ビル&キープ方式を一部導入しています。 今年度、当社は新規参入として□社と交渉を行いました。当社としてはビル&キープを導入していただきたいと□社全てに要望をしましたが、実際に適用していただいたのは□社のみとなっております。現在の選択的ビル&キープ方式の状況では、各社は考え方としては賛同出来るが、足元のところでビル&キープ方式を選択して短期的に売上が下がるようなことはできないと考えているようです。

赤枠内構成員限り

ヒアリング項目：論点2

接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

ヒアリング事項	当社意見
<p>音声接続において、事業者間協議では解決し得ない問題（着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等）が存在するとの指摘についてどのように考えるか。</p>	<p>当社は新規参入事業者であるため、接続料に関して特に交渉材料がありません。各事業者とは相対の協議となりましたが交渉材料がないため、多くの事業者から提案された「NTT東西の接続料と同等」という内容を受け入れて協定の締結をいたしました。「NTT東西の接続料と同等」というものが、どれほど各社にとって妥当なものなのかは当社側では知ること（検証）が出来ないと考えております。</p>
<p>ビル&キープ方式について挙げられたメリット（自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等）及びデメリット（小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等）についてどのように考えるか。【追加】特にデメリットについて具体的に問題となる行為、状況としてどんなことが想定されるか。</p>	<p>自社網のみを考えたコスト構造なるため、各社が効率的な設備運用を行うことになると考えます。また、結果としてトラヒック・ポンピングがなくなることにもつながると想定しております。競争環境としても公平になり各社の創意工夫による新たな料金体系やサービスが生まれてくる可能性が高まるとかんがえております。ただし、原則化の過程で着信接続料が入ることを前提に事業を組み立てていた事業者は事業構造の再構築（設備費・人件費等の削減）が必要になると想定されます。これはビル&キープ方式に問題があるわけではないことをステークホルダー全員で確認するべきであると考えます。</p>
<p>海外におけるビル&キープ方式の導入に関する検討を踏まえてどのように考えるか。</p>	<p>アメリカでは、接続料制度の複雑性やアクセス・スティミュレーション（トラヒック・ポンピング）対策として10年近い時間をかけて段階的に原則化がおこなわれ、また、対象はモバイル、片務的なサービス呼も含まれていると理解しております。これらは日本で行うべき一律原則化に向けて必要な部分を参考とすることが出来ると思います。</p>

ヒアリング項目：論点2

接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

ヒアリング事項	当社意見
対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。	全ての呼種について対象とすべきであると考えます。一部でも例外があると、結局精算の手間が残るため全呼種を対象とすべきであると考えます。 <div style="border: 2px solid red; height: 40px; width: 100%;"></div>
利用者料金に及ぼす効果についてどのように考えるか。	自社都合のみで効率的な運用が出来るようになりますので、ユーザーメリットのある低廉または高付加価値な料金を提供出来る可能性があると考えます。
【追加】事業者の投資行動にどのような影響があるか。	何も企業努力をしない前提ですと、今までは利益を多く取れたところ、利益が減るということになるかと思われますので設備リプレイスに影響が出る可能性はあると考えます。
仮に原則化を行う場合、我が国の接続制度における位置付けについてどのように考えるか。	非常に基本的で根本的な問題ですので、ビル&キープ方式を原則とする旨を電気通信事業法に明記し、省令を定め、必要に応じてガイドラインを作成するべきと考えております。
仮に原則化を行う場合、方式変更に伴う時間的、経済的コスト、影響緩和に関する措置（経過措置等）や、導入時期についてどのように考えるか。	今すぐ一斉導入すべきであると考えます。小規模事業者で着信接続料に経営の継続性レベルで依存している事業者がいる場合については、初年度は本来請求すべき着信接続料を100%請求、次年度は80%請求、その次の年は60%請求のように段階的な経過措置を取ることは考えられます。考え方としては一斉導入まで猶予期間を（例えば）5年間設けるのではなく、すぐに導入し、激変緩和措置を（例えば）5年間入れるという手法がよいと思われます。

赤枠内構成員限り

ヒアリング項目：論点3

その他

ヒアリング事項	当社意見
その他検討すべき事項があるか（例：仮に原則化を行う場合、モバイル接続料における音声／データの費用配賦の簡素化が考えられるか）。	モバイル接続料についても固定網と歩調を合わせてビル&キープ方式の原則化を推進すべきであると考えます。